

重要事項説明書

本重要事項説明書は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条に基づき、当事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

1. サービスを提供する事業者

名称	株式会社 Thank (さんく)
所在地	愛知県名古屋市北区黒川本通一丁目28番地1マックス黒川ビル3階
電話番号	052-908-2703
代表者氏名	代表取締役 野村佳生 (のむらよしお)
設立年月	令和7年10月16日

2. 利用事業所

事業所番号	名古屋市指定：（令和8年1月1日）
事業所の種別	指定共同生活援助事業所
事業所の名称	KANAKA
事業所の所在地	愛知県名古屋市守山区新城1-3
電話番号	052-908-2703
管理者の氏名	野村佳生
運営方針	<p>1 事業所は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において入浴、排せつ及び食事等の介護、相談その他の日常生活上の支援を適切かつ効果的に行う。</p> <p>2 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスの提供を行う。</p> <p>3 事業所は、利用者的人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずる。</p> <p>4 事業所は、名古屋市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年12月25日名古屋市条例第80号)その他関係法令を遵守し、事業を実施する。</p>

事業所の日時	年中無休（相談等受付時間は、平日 9：00～17：00）
入所定員	15名
事業者が併設して実施する事業	無し

3. サービスに係る設備等の概要

（1）居室の概要

居室・設備の種類	室数	備付等
居室(一人部屋)	15室	居室面積 19.56 m ² 、冷暖房エアコン、トイレ、浴室(洗面台付) キッチン、キッチン収納、オール電化給湯器、IH クッキングコンロ、収納棚、シューズボックス、インターホン、Wi-Fi ネット回線

（2）居室以外の設備の概要

設備の種類	数量	備付等
食堂・リビング	3	テーブル1台、椅子6脚、テレビ1台、冷蔵庫1台、洗濯機1台 キッチン収納棚1台、クローゼット1台
玄関	1	オートロック
1階ロビー	1	宅配ボックス
駐輪場	1	自転車30台駐輪可
消防設備		煙感知器、自動火災通報装置、消火器、誘導灯、垂直救助袋

（3）居室の変更

利用者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により事業所でその可否を決定します。また、ご利用者の心身の状況等により居室を変更する場合があります。その際には、利用者と協議のうえ決定するものとします。

（4）事業所設備ご利用上の注意事項

当事業所において、居室その他の事業所設備をご利用いただくにあたって以下の点にご留意いただきご協力願います。また、感染予防・危険防止のため制限する場合がありますのでご了承願います。

① 居室

- ・各居室内では火気厳禁です。又、危険物等の持ち込みも一切禁止となっています。
- ・カーテン類を設置する場合には、防炎加工製品を設置してください。
- ・大きな騒音とならないようテレビ・ラジオ・音楽機器・歌唱・床壁への強打等の音量は、周りの人に配慮してください。
- ・棚やフック等の取り付け等室内を加工する場合には、必ず事前にご相談してください。
- ・退去の際は、必ず残置物が無いように私物の撤去をしてください。

②共有部

- ・食堂・飲食場所であるので、清潔に保つことに心がけてください。周り人に充分配慮してください。

③建物の利用について

- ・建物内外の共有部内及び公道等では、公共モラルを守ってください。
- ・建物内へは、入居者の家族、医療・福祉関係者のみに入室制限をさせていただきます。

4. 従事者の配置状況

職種	配置人員	常勤換算	配置基準
管理者	1人	1.0	1.0人
サービス管理責任者	1人	1.0	1.0人
世話人	3人以上	3.0人以上	サービス費Ⅰ算定基準 3.0人
生活支援員	2人以上	2.1人以上	利用者の障害支援区分による

当事業所では、上記の職種の従事者を配置しています。

<主な従事者の配置状況> ※従事者の配置については、指定基準を遵守しています。

※常勤換算：従事者それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当事業所における常勤従事者の所定勤務時間数（例：週40時間）で除した数です。（例）週8時間勤務の従事者が5人いる場合、常勤換算では、1人（8時間×5人÷40時間=1人）となります。

職種	勤務体制
管理者	日勤 9:00～18:00
サービス管理責任者	日勤 9:00～18:00
世話人	朝番 6:00～10:00 日中 9:00～18:00
生活支援員	夕番 16:00～20:00 夜勤 22:00～ 5:00

<主な職種の勤務体制>

5. 提供するサービスと利用料金

(1) 提供するサービス内容

共同生活援助 計画の作成	利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、生活全般の質を向上させるための課題や目標、支援の方針等を記載した共同生活援助計画を作成します。
利用者に 対する相談	利用者及びその家族が希望する生活や利用者の心身の状況等を把握し、適切な相談、助言、援助等を行います。
食事の提供	栄養バランスを考えて、バラエティーに富んだ献立を工夫し、提供します。朝食(07:30～08:30)、夕食(18:30～19:30)
健康管理	職員により観察、疾病予防、健康管理を行います。利用者が協力医療機関等に通院する場合には、その付き添い等を行います。（協力医療機関：昭和在宅クリニック、プレシア訪問看護ステーション）

金銭管理の援助	生活費の管理方法や使途方法等について必要に応じて相談支援を行います。
余暇活動の支援	余暇活動については必要に応じて相談支援を行います。
緊急時の対応	サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先へ連絡します。
日中、夜間を通して必要な支援	日中、夜間を通して必要に応じて支援を行います。就寝準備の確認、寝返りや排泄等の支援を行うとともに、緊急時の対応を行います
日中活動の場等との連絡・調整	日中活動系の障害福祉サービス等他のサービスを利用する場合等に、必要に応じてサービス提供事業者と連絡・調整を行います
財産管理等の日常生活に必要な援助	食事、排泄、入浴、着替え、整容等について日常生活に必要な援助を行うとともに、財産管理に支援が必要な利用者について、成年後見制度の利用を促進するなど必要な援助を行います

(2) 利用者負担額

提供するサービスの利用に対しては、家賃・光熱水費・食材料費・その他日常生活において必要な費用を除き、厚生労働省の告示の単価の利用料が発生します。原則としてサービス料金の1割を利用者負担分とされていますが、所得に応じて一月あたりの利用者負担上限額が定められて、一月に利用した（他の障害福祉サービスを含めた）サービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。（利用者負担上限額は市町村により決定されます。）

なお、通常は事業者が利用料の給付費等を市町村から代理受領いたしますが、利用者が償還払いをご希望される場合には、給付費等の全額を事業者へお支払いただきます。後日、市町村へ申請してください。

(3) サービス利用にかかる実費負担額

サービス提供に要する下記の費用は、訓練給付費支給の対象ではありませんので、実費をいただきます。

家賃	利用料金表のとおり
管理費	
食材料費	
各居室の光熱費	
日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの	実費

(4) 利用者負担額及び実費負担額のお支払い方法（契約書第5条参照）

前記（2）及び（3）の料金・費用は、1か月ごとに計算しご請求します。

翌月27日に指定口座より口座振替させていただきます。

(5) 実費負担額の変更

実費負担額を変更する場合は事前にご説明します。

6. 虐待の防止のための措置に関する事項

事業者は、利用者の権利擁護、虐待防止等を推進するため、次の措置を講じます。

(1) 虐待の防止に関する責任者の選定

(2) 成年後見人制度の利用支援

(3) 従事者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

7. 利用者の記録や情報の管理、開示について

事業者は、関係法令に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。（開示に際して必要な複写料などの諸費用は、利用者の負担となります。）

◇ 閲覧・複写ができる窓口業務時間 毎週月曜日～金曜日 9：00～17：00（祝日を除く）

8. 損害賠償保険への加入本事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険名：業務災害総合保険

9. 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付

	氏名	職名	受付時間	連絡先
苦情受付窓口	岡部祥明	施設長	平日 9:00～17:00	事業所： 080-6522-3418
苦情解決責任者	野村佳生	管理者	平日 9:00～17:00	本社： 052-908-2703
第三者委員会	菅井雅士	マネージャー	平日 9:00～17:00	本社： 052-908-2703

(2) 行政機関その他苦情受付機関

名古屋市守山区障害福祉係	受付：平日 9：00～17：00
名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課事業指導担当	所在地：名古屋市中区栄三丁目18番1号ナディアパークビジネスセンタービル11階 電話：052-238-0567

10. その他の留意事項

- 外出・外泊する場合は、施設長（事業所管理者）の許可をとってください。
- 家族との面会は自由ですが家族が宿泊することはできません。（非常時・災害時等を除く）
- 非常時・災害時には施設長（事業所管理者）の指示に従ってください。
- 施設内の設備・器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがあります。
- 朝食・夕食については業者の関係上半月毎で注文するか、しないかになります。2週間前の水曜日にまでに注文票を提出いただきます。万が一注文後キャンセルとなった場合でも費用は発

生いたします。

- ・身元引受人については、利用者が負担する利用料において滞納時は利用者と連帶して利用料支払い義務を追うものといたします。

11. KANAKA（日中サービス支援型共同生活援助）利用料金表

(令和8年1月1日料金改正)

<利用料金>

◆ 訓練給付対象サービスに関する費用と利用者自己負担額

算定内容	算定対象(算定要件)	基本単位数	利用者自己負担額
共同生活援助サービス費（I） （6：1）	障害支援区分6	600	
	障害支援区分5	456	
	障害支援区分4	372	
	障害支援区分3	297	
	障害支援区分2	188	
	障害支援区分1以下	171	
共同生活援助サービス費（II） （体験利用）	障害支援区分6	717	
	障害支援区分5	569	
	障害支援区分4	481	
	障害支援区分3	410	
	障害支援区分2	290	
	障害支援区分1以下	273	
医療連携加算（VII）		39	
福祉・介護職員等処遇改善加算			
福祉・介護職員等処遇改善加算（V）	所定単位×144/1000		
夜間支援等体制			

訓練給付対象サービスの利用者自己負担額については、世帯区分により月額上限負担額が設定されます。

◆ 訓練給付対象外サービスに関する利用料金

（1）サービス利用にかかる実費負担額(月額)

	内容	料金(円)
1	家賃 ※特定障害者特別給付費対象者は月額10,000円の家賃補助（補足給付）があります。	37,000円
2	光熱費(各居室)	実費
3	食費(食材費、食器類等)※1	30,000円
4	居室で使用する消耗品(衛生用品、生活雑貨)	実費
5	管理費	23,000円

管理費内訳	共益費(水道代)	5, 500円
	共用部維持管理費	12, 500円
	消防設備維持管理費	5, 000円

※ 1 食費については 30,000 円以内とし、かかった費用について翌月請求となります。

※ 2 月額定額の場合は、外泊・入院による日割り減額はありません。

(入居・退居時は日割り計算)

(2) 必要に応じてかかる費用

	内容	料金(円)
1	金銭出納管理(預り金管理サービス契約)	1,000円(月額)
2	生活する上で、一般的に本人が負担するべき費用と判断されるもの（居室の鍵の紛失、居室備付機器のリモコンの紛失・破損による弁償等）	実費

注意：訓練給付対象外サービスは、月額上限負担額の算定対象ではありません。

以上